

那覇市立病院売店運営及び  
自動販売機設置業務委託  
基本仕様書

1. 委託業務名 那覇市立病院売店運営及び自動販売機設置業務委託

2. 契約期間 令和7年7月1日から令和18年9月30日まで

3. 施設及び所在地

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 所在地 | 〒491-8558<br>沖縄県那覇市古島2丁目31番地1 |
| 施設  | 地方独立行政法人那覇市立病院（一般病床：470床）     |

4. 設置場所

- ・ 応募物件 : 売店 (110 m<sup>2</sup>)、プレハブ倉庫置場 (10 m<sup>2</sup>未満)、冷蔵冷凍設備室外機置場、1階 ATM コーナー、自動販売機 17 台 (内 1 台軽食販売用含む)、マスク自動販売機 5 台
- ・ 自動販売機設置場所  
飲料・軽食等：地下1階から9階までの当院指定の場所  
マスク販売用：1階、2階、9階の当院指定の場所  
※別途平面図のとおり

5. 受託者の責務

受託者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 売店の運営や当院の業務遂行のために当院が求める要請に対して、誠実に協力する。また、サービスの質の向上等について、当院と協議の上、その実現に努めること。
- (2) 販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。
- (3) 事業開始時、事業終了時及び運営期間中に関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て受託者の負担において行い、申請・届出等の状況を当院に報告すること。
- (4) 事業範囲の施錠・鍵については、受託者の責務において管理すること。また、建物への入退室等については、当院の指示に従うこと。
- (5) 利用者からの要望や苦情に関しては、素早く適切に対応すること。

6. 売店の営業条件及び実施体制等の条件

(1) 営業開始日

2025年10月1日(水)

(2) 営業日及び営業時間

・ 原則年中無休

・ 午前7時から午後9時まで

※上記を基本とし、提案により営業時間を拡充することは可能である。

### (3) 取扱商品・必要なサービス

- ・ 飲食物、日用雑貨等患者に配慮した品揃えを行うこと。
- ・ 医療関連用品（衛生用品、介護用品等を含む）について、当院の要請に応じた商品を販売すること。
- ・ 別紙 4 取扱要望品については、できる限り取り扱うこと。
- ・ 酒類（ノンアルコール飲料を含む）、たばこ（灰皿等の喫煙関連商品を含む）、ライター、マッチ、カッターナイフ及び鋏等の刃物、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等については、販売を禁止する。
- ・ 公共料金ほか各種支払い、新聞の販売、クレジットカード、キャッシュレス決済に対応すること。
- ・ 販売価格の設定については、標準販売価格（定価）の範囲内で受託者が任意に設定すること。
- ・ 敷地内は全面禁煙であるため、店内は完全禁煙とし、喫煙所等の設置は認めない。
- ・ 店内にマルチコピー機を設置すること。
- ・ 店内調理による商品の販売は可能とするが、店舗内及びその周辺ににおいが充満しないよう十分な対策を講じること。ガス及び火の使用は不可とする。
- ・ 車椅子利用者や様々なニーズ等に配慮し、病院に調和した店舗デザインとすること。
- ・ 店内にイートインスペースは設置しない。
- ・ 1階フロアにATMを設置すること。※別途平面図のとおり
- ・ 許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に当院の承認を得ること。
- ・ 利用者の利便性の向上を図り、常に良好なサービスの提供に努めること。
- ・ 委託者からの要請があれば適宜対応すること。（患者のための医療用品の設置等）

### (4) 実施体制・運営条件

- ・ 病院の売店は病院利用者及び職員が快適に利用できることが大事な要素であることを十分理解し、病院運営に貢献すること。
- ・ 従業員の接遇研修を実施し、常に良質なサービスの提供に努めること。
- ・ 売店内や周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。
- ・ 従業員は病院内での業務であることの自覚を持ち、ユニホームを着用して業務にあたりるとともに、売店利用者に対して、親切丁寧に接客対応すること。
- ・ 食品衛生法、病院管理法の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。
- ・ 売店の運営に関する維持管理は、受託者が対応すること。
- ・ 売店の販売商品や問い合わせ、苦情等については、受託者の責任において、迅速に対応すること。
- ・ 病院の実施する防災訓練、法令年次点検、施設修繕等に協力すること。
- ・ 受変電設備に係る法定点検の実施時は、全館一斉停電を行う。なお、停電に伴う補償は実施しない。
- ・ 現在営業中の売店に従事する職員が、引き続き参入売店に継続して勤務できるよう、配慮すること。

### (5) 災害時の対応

- ・災害時及び緊急時における物資や施設の提供等、当院との協力体制を整えること。  
また、当院と災害時における物資の提供に関する協定を締結すること。

(6) 搬入時間・廃棄物等の排出時間について

- ・商品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。駐車場所及び搬入出経路は、当院との協議の上で決定すること。

7. 自動販売機の設置台数及び販売内容に関する条件

(1) 設置台数

①飲料および軽食等自動販売機 ※別途平面図のとおり

|        |           |                           |
|--------|-----------|---------------------------|
| 地下1階   | 放射線治療室待合室 | 1台（水をメインに）                |
| 2階     | 救急待合室     | 3台                        |
| 3階     | 自動販売機コーナー | 2台                        |
| 4階     | 自動販売機コーナー | 1台（※職員が利用するため、軽食等の販売機を希望） |
| 5階から9階 | 自動販売機コーナー | 各階2台ずつ 計10台               |

②マスク自動販売機 ※別途平面図のとおり

|    |             |
|----|-------------|
| 1階 | 大人用1台、小児用1台 |
| 2階 | 大人用1台、小児用1台 |
| 9階 | 大人用1台       |

(2) デザイン、規格等

- ・自動販売機は、病院内にふさわしい色合いや、車椅子利用者等にも配慮したデザインのものとする。
- ・自動販売機は24時間稼働とすること。
- ・「自動販売機の据付基準」（JIS基準）や「自動販売機の屋内据付基準」（業界自主基準）等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十分に行うこと。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
- ・飲料の空容器及びペットボトルキャップ回収箱を設置し、事業者の責任で適切に回収・処分を行うこと。
- ・マスク自動販売機については、電源不要の手動式タイプとすること。

(3) 取扱商品及び取扱禁止商品

- ・取扱商品は、原則として缶・ペットボトル・紙パックとし、企画提案書に記載すること。  
多くの種類のメーカーや飲料を準備・販売するよう努めること。
- ・酒類、その他当院が適さないと判断するものは取り扱わないこと。

(4) 災害時の対応

- ・災害発生時の備蓄対応として2階に設置する自動販売機を主とし、自動販売機内商品の無償提供を可能とすること。  
・その他階層の自動販売機については、事業計画書において自由提案とする。

8. 施設整備

(1) 費用負担区分

- ・別紙 3「工事区分表」C 工事欄に明記する施設整備に必要な内装工事及び設備機器工事等の費用は受託者の負担とする。
- ・店舗の設置費用及び運営に必要な什器・備品等は、受託者の負担とする。
- ・使用許可部分にかかる光熱費用、上下水道費用、清掃費用、廃棄物回収処理費用、防犯経費及び火災、損害保険料等は受託者が負担すること。
- ・受託者が通信回線等を設置する場合、手続き及び費用は受託者の負担で行うこと。
- ・施設設備の維持管理、修繕及び交換の費用は受託者が負担すること。
- ・受託者は建物貸付料および売上手数料を委託者へ支払うこと。  
建物貸付料は、月額 330,000 円に消費税及び地方消費税を付加した金額とする。  
売上手数料は、本事業における売上の一定割合を支払うものとし、売り上げに対する割合については、事業計画書において企画提案すること。
- ・その他運営に必要な費用は受託者が負担する。

## (2) 整備条件

- ・施設整備にあたっては、受託者は契約後速やかに病院及び新病院棟建設工事（以下「本体工事」という）受注者と協議を行い、本体工事側で実施する建築確認に係る計画変更申請及び仮使用認定に遅滞を生じないように、必要な設計条件の決定、関連資料等の提出及び工事の施工を行うこと。
- ・受託者は、本体工事側の求めに応じて建築基準法及び消防法等の関連する諸検査に立会うこと。また、本業務範囲における手直し等の指摘があった場合は、速やかに受託者の負担で処理を行うこと。
- ・現場作業日は原則として平日とし、作業時間は午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとするが、関連工事との調整等のやむを得ない場合は委託者と協議すること。
- ・工事期間中に受託者が要する工事用電力、水道、ガス等は全て受託者の負担とする。なお、別途関連工事受注者負担部分と明確に区分できない場合は、別途関連工事受注者と調整すること。
- ・施設整備工事にあたっては、仮囲い、工事車両出入口、洗車装置、交通誘導員等、本体工事の受注者との共用が合理的であると考えられる仮設工事等は、基本的には本体工事の受注者が設置することとし、受託者はこれを利用できるが、適宜運用、責任区分、費用負担等について本体工事の受注者と協議を行うこと。
- ・工事用車両の駐車場及び資材置場等は、原則として、病院敷地内の空きスペースは使用不可とするため、受託者で別途確保すること。
- ・店舗や看板等の規模、デザイン、色彩等は周囲と調和するものとし、内装仕上、電気コンセント設備、電話・通信回線設備及び冷暖房設備、給排水設備等の造作工事は病院と内容協議の上、受託者側の負担で行うことができる。
- ・看板はテナント内部に計画すること。
- ・財産区分の明示について、受託者が有する財産が現場でも容易に分かるように、機器、配管等に色、銘板等を用いて明確に表示すること。
- ・商品在庫保管庫や従業員の休憩室等が必要な場合は使用許可スペース内に整備すること。
- ・契約期間が満了した場合は契約期間満了日までに、契約が取り消された場合は速やかに受託

者の負担により原状回復の上、返還を原則とする。

## 9. 維持管理

- (1) 受託者は、使用する施設・設備等に関して、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 受託者は、事業期間中、事業範囲をサービスの提供にふさわしい環境に維持するよう定期的に清掃し、衛生上、良好な環境を維持すること。
- (3) 受託者は、毎営業終了後、店舗部分及び客席スペース（イートインを整備する場合に限る）については、受託者の負担により清掃し、衛生上、良好な環境を維持すること。
- (4) 売店の店舗周辺は、来店者の利用が多いことが考えられることから、受託者側の負担により清掃等の維持管理を行うこと。
- (5) 受託者は、運営に伴い発生する廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物等）を分別・保管・収集・運搬等により適切に処理すること。なお、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づき、売店運営に伴う食品循環資源の再利用を行うこと。
- (6) 空気環境及び水質について、関係法令等を遵守し、厳正な維持管理に努めること。
- (7) 当院敷地内は全面禁煙・飲酒禁止であることを利用者に周知すること。
- (8) 従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面や接遇面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。
- (9) 従業員の配置については、事業を円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、事業を実施する上で必要かつ十分な従業員を配置し、安心・安全な食材の調達・調理、利用者の健康増進に配慮したメニュー作成等を行うとともに、従業員のうち1名を、当院との連絡調整を行う現場責任者として配置すること。また、従業員に対しては、名札又は身分証を携帯・表示させること。

## 10. 報告書等の提出

- ・毎月10日（土、日曜及び祝日の場合は直前の平日）までに、前月の収支報告を書面（様式自由）により提出すること。
- ・売店の営業に伴い、利用者等からの苦情又は事故等が発生した場合は、速やかに委託者に連絡し、その内容及び対応等について報告書（様式自由）を提出すること。
- ・医療用消耗品、日用品及び衣料品に関する商品については、開店日までに商品一覧を書面（様式自由）により提出すること。
- ・その他、委託者が必要と認めた場合は、売店運営及び自動販売機設置業務に関する資料を提出すること。

## 11. 自由提案

当院に有益となる提案があれば、自由提案として受け付ける。

例. 入院患者への販売サービス（病棟までのワゴンサービスやベッドサイドからの注文受付等）、利用者への貢献サービス（割引サービス等）

## 12. 個人情報に関する秘密保持等

- ・業務の履行により知り得た個人情報や一般に公開していない病院の情報等を外部に漏らし、

又は他の目的に利用してはならない。

#### 13. 損害賠償

- ・ 受託者は、受託業務の実施及び引き継ぎにおいて、故意又は重大な過失により、当院又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 14. その他

- ・ 本仕様書の業務内容の変更や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当院と受託者との間で協議の上、対処しなければならない。
- ・ 駐車場の確保が困難なため、受託者は駐車場の確保若しくは公共交通機関を利用すること。